

野外活動センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第44号

野外活動センター条例の一部を改正する条例

野外活動センター条例（昭和49年岩手県条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正前										改正後									
別表第 2 （第 2 条関係）										別表第 2 （第 2 条関係）									
区 分				単 位	施設の使用料の額			附属の設備の 使用料の額	区 分				単 位	施設の使用料の額			附属の設備の 使用料の額		
					小学校 児童及 び中学 校生徒	高等学 校生徒 、学生 及び勤 労青少 年	一 般							小学校 児童及 び中学 校生徒	高等学 校生徒 、学生 及び勤 労青少 年	一 般			
キャンプ場				[略]		円	円	1 シャワー 1 回につ	キャンプ場				[略]		円	円	1 シャワー 1 回につ		
運動	貸切使用			[略]	650	980	1,310	き100円	運動	貸切使用			[略]	670	1,010	1,340	き110円		
広場	区分使用			[略]		490	660	2 炊飯用具	広場	区分使用			[略]		510	680	2 炊飯用具		
テニスコート				[略]		510	680	1 式 1 炊	テニスコート				[略]		530	700	1 式 1 炊		
体 育 館	入 場 料 等 を 徴 収 し な い 場 合	研修又 はアマ チュア スポー ツに使 用する 場合	貸切 使用	[略]	760	1,150	1,520	飯ごとに110 円	体 育 館	入 場 料 等 を 徴 収 し な い 場 合	研修又 はアマ チュア スポー ツに使 用する 場合	貸切 使用	[略]	780	1,170	1,550	飯ごとに120 円		
		区分 使用	[略]		570	760	3 スポーツ 用具 1 式 1 時 間までごと に260円の範	区分 使用			[略]		590	780	3 スポーツ 用具 1 式 1 時 間までごと に270円の範				

	その他 の催し に使用 する場 合	土曜 日及 び休 日	[略]	<u>9,090</u>	<u>9,090</u>	<u>9,090</u>	囲内で知事 が定める額 4 放送設備 1 式 1 時 間までごと に <u>260円</u> 5 [略]	
		その 他の 日	[略]	<u>7,560</u>	<u>7,560</u>	<u>7,560</u>		
	入場 料等 を徴 収す る場 合	研修又 はアマ チュア スポー ツに使用 する場合	貸切 使用	[略]	<u>1,530</u>	<u>2,280</u>		<u>3,040</u>
			区分 使用	[略]		<u>1,150</u>		<u>1,530</u>
		その他 の催し に使用 する場 合	土曜 日及 び休 日	[略]	<u>13,620</u>	<u>13,620</u>		<u>13,620</u>
	その他 の日		[略]	<u>11,360</u>	<u>11,360</u>	<u>11,360</u>		
	宿泊室			[略]	<u>530</u>	<u>720</u>		

		その他の催しに使用する場合	土曜日及び休日	[略]	<u>9,300</u>	<u>9,300</u>	<u>9,300</u>	囲内で知事が定める額 4 放送設備 1式1時間までごとに <u>270円</u> 5 [略]
			その他の日	[略]	<u>7,730</u>	<u>7,730</u>	<u>7,730</u>	
	入場料等を徴収する場合	研修又はアマチュアスポーツに使用する場合	貸切使用	[略]	<u>1,560</u>	<u>2,340</u>	<u>3,110</u>	
			区分使用	[略]		<u>1,170</u>	<u>1,560</u>	
		その他の催しに使用する場合	土曜日及び休日	[略]	<u>13,930</u>	<u>13,930</u>	<u>13,930</u>	
			その他の日	[略]	<u>11,620</u>	<u>11,620</u>	<u>11,620</u>	
	宿泊室			[略]		<u>550</u>	<u>740</u>	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。